

入札説明書

岩手県立一戸病院中央監視業務及びボイラー運転管理業務委託

岩手県立二戸病院総務課管財係

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立二戸病院が発注する委託契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務件名

岩手県立一戸病院中央監視業務及びボイラー運転管理業務

(2) 業務の仕様その他明細

別紙「岩手県立一戸病院中央監視業務及びボイラー運転管理業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

岩手県立一戸病院

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿において登録を受けていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員(執行役員含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(以下「措置基準」という。)に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。
- (7) 岩手県に本社又は営業所を有し、緊急の場合に即時対応出来るものであること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和8年2月24日(火)午後5時までの間に15(3)の場所に提出しなければならない。(郵送可)

なお、入札参加者は提出した書類について病院長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

ア 競争参加資格を証明する書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書(別紙「様式第1号」)
- (イ) 業務が履行できることの誓約書(別紙「様式第2号」)
- (ウ) 業務実績等に関する誓約書(別紙「様式第3号」)
実績が確認できる書類(契約書の写し等)

- (2) 提出された書類は返却しない。

- (3) 入札参加者は、本説明書(業務仕様書を含む。以下「説明書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。

4 質問書の受付及び回答方法について

本件入札に対して質問がある場合は、書面(様式は任意。FAXによる提出可)により令和8年2月18日(水)午後5時までに15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、質問者に対し令和8年2月24日(火)午後5時までにFAXにより回答する。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。
また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

6 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名(「岩手県立二戸病院長」とする)
- (6) 入札参加者住所・氏名・印(委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印(頭書に「上記代理人」と記載))

7 入札及び開札の日時及び場所等

令和8年3月6日(金)午前11時30分 岩手県立二戸病院地階小会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめがある。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額(税込額)の 100 分の 3 以上の額とする。

ただし岩手県医療局財務規程第 184 条に該当する場合においては、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

9 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和8年2月26日(木)までにFAXにより通知する。

10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の務執行を妨害する行為を

行った者の入札

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、岩手県医療局財務規程 第 190 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とはならないこと。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に關係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約成立要件

- 落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間ににおいて、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。
- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - (2) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約又は県営建設工事に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む)又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額(税込額)の 100 分の 5 以上の額とする。
ただし岩手県医療局財務規程第 203 条に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立二戸病院に帰属する。
- (5) 「別添1(契約の保証について)」(1)の確認のため、別紙1「契約の保証に関する届出書」を落札後速やかに病院長に提出するものとする。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。
- (2) 本委託業務に係る予算案が県議会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒028-6193 岩手県二戸市堀野字大川原毛38番地2

岩手県立二戸病院総務課管財係

電話：0195-23-2191 FAX：0195-23-2834

別添1

○契約の保証について

(1) 落札者は、業務委託契約書案の提出とともに、以下の①から④のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

① 契約保証金納付に係る領収書

[注] ア 契約保証金の金額に相当する金額の金銭の納付に係る領収書を病院長に提示すること。

イ 契約金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品

[注] ア 契約保証金の金額に相当する医療局財務規程第 204 条に規定する契約保証金に代わる担保及び当該担保に係る有価証券納付書を病院長に提出すること。

イ 契約代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

③ 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「岩手県立二戸病院 小笠原 敏浩」と記載されるように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、委託期間を含むものとすること。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されること。

ク 契約金額の変更又は委託期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ケ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受託者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、病院長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券

[注] ア 履行保証保険とは、保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の被保険者の欄には、「岩手県立二戸病院 小笠原 敏浩」と記載されるように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、契約金額の 100 分の 5 の金額以上とする。

カ 保険期間は、委託期間を含むものとする。

キ 契約金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ク 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2)(1)の規定にかかわらず、医療局財務規程第 203 条のいずれかに該当するときは、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(様式第1)

令和 年 月 日

岩手県立二戸病院長 小笠原 敏浩 様

所在地又は住所
氏名(商号又は名称)
代表者氏名
電話番号
FAX 番号

入札参加資格確認申請書

令和8年2月12日付けで公告のありました「岩手県立一戸病院中央監視業務及びボイラー運転管理業務」に係る一般競争入札に参加したく、確認をお願いします。

記

1 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 業務履行等調書

本手続きに係る担当者	
所属	
担当者職氏名	
電話番号	
F A X 番号	

(様式第2)

誓約書

令和 年 月 日

岩手県立二戸病院長 様

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名、印

岩手県立一戸病院中央監視業務及びボイラー運転管理業務に関する業務委託の入札に参加するに当たり、下記のとおり当社の状況を報告します。

なお、本書の記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等

- (1) 過去5年間における契約解除の有無 【 有り · 無し 】
〔有りの場合そのてん末及び本県においては誠実に業務を履行する旨の誓約〕
※注：有りの場合、契約解除通知を添付すること。
- (2) 過去5年間における指名停止処分の有無 【 有り · 無し 】
〔有りの場合そのてん末及び本県においては誠実に業務を履行する旨の誓約〕
※注：有りの場合、指名停止通知を添付すること。

2 従業員の労働福祉の状況等

- (1) 雇用時の最低賃金額(令和 年 月 日現在)
円 【 月額 · 日額 · 時間額 】
- (2) 過去5年間における賃金未払いの有無 【 有り · 無し 】
〔有りの場合そのてん末及び本県においては同様の事態を生じさせない旨の誓約〕
- (3) 社会保険制度への加入状況等
ア 加入状況 【 労働者災害補償保険 · 雇用保険 · 健康保険 · 厚生年金保険 】 イ 未納の有無 【 有り · 無し 】
- (4) 従事者の過去1年間の健康診断の実施の有無及び令和8年度実施の有無
過去1年間の健康診断実施 【 有り · 無し 】
令和8年度実施予定 【 有り · 無し 】

※注：【 】内は該当するものに「」印を付すこと。

(様式第3)

令和 年 月 日

岩手県立二戸病院長 小笠原 敏浩 様

所在地又は住所
氏名(商号又は名称)
代表者氏名
電話番号
FAX 番号

業務履行等調書

次のとおり施行実績等を有することから、岩手県立一戸病院中央監視業務及びボイラー運転管理業務に係る契約の履行が確実に実施可能であることを誓約するため、下記のとおり業務実績等を報告します。

記

1 業務実績(過去2年間)

発注者	業務名	契約期間	備考
記載例) ○○病院長	○○病院○○業務	R6. 4. 1~R7. 3. 31	

注1：業務名は、契約書記載の件名(委託業務名)を記載すること。

実績証明書又は契約書等の写しを添付すること。

2 業務に従事する資格者等

氏名	資格名	免状番号	備考
記載例) 岩手 太郎	○○士○類、 ○○設備士○類	岩 号・ 号	

3 本社・営業所の状況

本業務を担当する、営業所の所在地・専門技術者人数

所在地	有資格者(○○関連)

(委任状様式例)

委任状

令和 年 月 日

岩手県立二戸病院長 小笠原 敏浩 様

委任者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

私は、下記の者を代理人として、入札に関する次の権限を委任します。

入札件名 岩手県立一戸病院中央監視業務及びボイラー運転管理業務

記

1 受任者

氏名

受任者

使用印



2 委任事項

(1) 入札に関すること

(2) 上記に附帯する一切の権限

(入札書様式例)

入札書

令和 年 月 日

岩手県立二戸病院長 小笠原 敏浩 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名)

(印)

件名 岩手県立一戸病院中央監視業務及びボイラー運転管理業務

一金

億	千	百	+	万	千	百	+	-
---	---	---	---	---	---	---	---	---

円

(別紙1)

契約の保証に係る届出書

令和 年 月 日

岩手県立二戸病院長 小笠原 敏浩 様

住所

氏名

下記1に掲げる業務については、下記2のとおり契約の保証を付すこととしたのでその旨届出します。

記

1 業務名 岩手県立一戸病院中央監視業務及びボイラー運転管理業務

2 契約の保証(該当するものに○印を付すること。)

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保の提供
- (3) 損害金の支払を保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 損害をてん補する履行保証保険契約